

氏名(本籍)	よし おか よう じ 吉岡洋治(茨城県)
学位の種類	博士(医学)
学位記番号	博甲第3472号
学位授与年月日	平成16年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	医学研究科
学位論文題目	介護保険制度の質の向上につながるケアプラン作成事業者のあり方および市町村保健師の役割に関する研究
主査	筑波大学教授 医学博士 戸村成男
副査	筑波大学教授 博士(医学) 紙屋克子
副査	筑波大学助教授 博士(医学) 江口清
副査	筑波大学講師 医学博士 大越教夫

## 論文の内容の要旨

### (研究目的)

介護保険制度を論説などから検証するとともに、ケアプラン作成事業者について、公共系と民間系とに区分し比較分析する。また、介護保険制度施行後の介護対象者に対する行政側の役割課題を含めて介護保険制度を総合的に評価分析し、今後の在宅介護サービスシステムのあり方について検討・考察して行くことを目的とする。

### (研究対象・研究方法)

ケアプラン作成事業者別の比較研究においては、2000年4月の創設期から6ヶ月間の介護給付実績の行政資料をデータ化し、在宅介護サービスを利用している309名を分析対象とした。ケアプラン作成事業者を公共系と民間系にカテゴリー化して比較分析し、相違点およびその要因などを検討した。また、介護保険制度施行後の保健師の役割課題について、栃木県内の全市町村の保健師に質問紙調査を実施し、制度施行後の変化、寝たきり痴呆老人対策に対する今後の行政側の役割・取組みなどに関して検討した。論説などから検証した介護保険制度の課題を含め、介護保険制度の包括的評価とこれからの在宅介護サービスシステムのあり方について考察した。

### (結果)

現状の介護保険制度における課題として、基盤整備不足、要介護認定の問題、利用者負担のあり方、介護制度対象の拡大、介護サービスのメニューの拡大そして介護事業への民間参入などについて概説した。公共系と民間系のケアプラン作成事業者タイプ別に、利用者の年齢、性別、介護度、医療サービス、利用額の支給限度額に対する割合である利用率、一人当たりの介護サービスの利用数に関して比較分析した結果、公共系利用者は民間系利用者より介護度は高く、医療サービスを多く利用し、利用数も多かったが、利用率は民間系より低かった。また、介護保険の利用に関しては、民間系ケアプラン作成事業者の要因が介護サービス

利用促進に影響していた。58%の保健師が介護保険制度施行後、市町村の在宅寝たきり痴呆老人対策に変化があったと答え、90%が施行後の寝たきり痴呆老人対策に対する不安を感じ、78%が現状の老人対策について不十分と答えた。ケアマネジャーとの連携に関しては、92%が必要と思っているが、約半数は連携が取れていないと回答した。制度施行後の行政側としての保健師の在宅寝たきり痴呆老人対策の役割については、早期の痴呆、予防対策が最も多く、次いで介護保険制度の対象枠外になった者への対策が多かった。

#### (考察)

介護保険制度の創設当初から指摘されていた課題はまだ山積しており、対象枠の拡大などの長期的課題に加え、制度未利用者問題、要介護認定問題、ケアマネジメントのあり方、利用者負担のあり方などの短期的課題があり、その見直しが必要である。公共系に比較して民間系のケアプラン作成事業者は、比較的軽度の介護度の人を対象としており、サービスの種類は多くはないが、支給限度額近くまで利用するケアプランを作成していること、民間系のケアプラン作成事業者の要因が介護保険の利用に影響を与えていることが示された。介護保険制度以降の行政側の役割と課題として、施行後の在宅老人対策に市町村保健師は不安を感じており、今後は、介護保険制度対象範囲外の者を中心に、早期の痴呆、介護予防の対策を行っていくことが示された。以上のことから、現状では、民間系参入の効果を生かしきれておらず、制度未利用者問題などを抱えている制度であり、介護保険制度を発展させるには、民間系の質を高め、介護事業者の質の評価をすること、行政の市町村保健師とケアプラン作成事業者のケアマネジャーが連携を深め、保健師は介護を必要とする者のコーディネーターの役割を担う必要があると考えられる。

### 審 査 の 結 果 の 要 旨

介護保険制度は、介護を必要とする人たちが自ら選択して介護サービスを受けられるように意図された制度である。本研究では、介護保険制度を論説などから検証するとともに、ケアプラン作成事業者を公共系と民間系とに区分して比較分析した結果、公共系は民間系に比べ介護度は高く、医療サービスを多く利用しており、利用数は多かったが、利用率は民間系より低いこと、民間系ケアプラン作成事業者の要因が介護サービス利用促進に影響していることが明らかとなった。また、多くの市町村保健師は、介護保険制度施行後の在宅老人対策に不安を感じ、その対策が不十分であると思っていること、ケアマネジャーとの連携の必要性を感じているものの連携がとれていないことが示された。

このことから、現状では、民間系参入の効果を生かしきれておらず、介護保険制度を発展させるには、民間系の質を高め、介護事業者の質の評価をすること、また、行政の市町村保健師とケアプラン作成事業者のケアマネジャーが連携を深め、保健師は介護を必要とする者のコーディネーターの役割を担うことが必要であることを提言している。

よって、著者は博士（医学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。